

## 技術提案書等作成要領

## 1 技術提案書等の作成方法

技術提案書等として（様式第1号）～（様式第13号）に示された書類については、A4版の大きさとし、様式のとおり記載してください。本要領に記載していない書類を添付することはできません。

また、写し7部については、応募者及び担当者を特定できないよう、各様式の中の「※印」がある欄については、黒く塗りつぶすか空欄で提出してください。

## 2 技術提案書の記載内容に関する留意事項

## (1) 参加表明書（様式第1号）

必要事項を記載の上、押印してください。

## (2) 応募者の概要（様式第2号）

必要事項を記載してください。

## (3) 応募者の類似業務実績（様式第3号）

ア 過去10年間（平成22年10月以降）に完了した基本設計業務、実施設計業務、基本構想・基本計画（整備計画）の実績を4件まで記載してください。ただし、同一施設で複数業務がある場合、それぞれが別の契約であっても最新の業務1つのみを記載してください。なお、記載した業務について、契約書の写し（表紙のみ）及び記載した業務がわかるもの（施設用途、委託場所）を添付してください。複合施設を扱っている場合は、それらの施設がわかるものとしてください。

- ・業務名を記載してください。
- ・発注者を記載してください。
- ・受注形態は、単独又は共同体のうち、該当するものに○をつけてください。
- ・施設の概要欄内の「用途」については、以下の項番イに従って記載してください。
- ・設計等業務完了年月を記載してください。
- ・東京都内の設計であれば、「該当」に○を、それ以外の場合は「非該当」に○を付けてください。該当の場合は、1件当たりの実績に一律加点します。ただし、項番（3）イの表の「業務実績」欄における評価の順に影響がない範囲とします。

イ 「用途」欄には、各類似業務実績の施設について、次ページの表の「評価対象施設」及び「業務実績」の分類に従って、該当するものに○を付けてください。

各業務の施設について、「評価対象施設」の分類Ⅰ又は分類Ⅱにどちらに該当するのかわを確認し、それが「複合施設」か「単独施設」であるかを確認して、該当する箇所に○を付けてください。分類Ⅰ、分類Ⅱのいずれの施設も含まれる場合は、分類Ⅰとして取り扱います。なお業務実績欄の区分の上から順に高評価とします。

| 評価対象施設   | 業務実績                   |
|--|------------------------|
| 分類Ⅰ<br>・建築基準法別表第1(イ)(2)項に規定する児童福祉施設等における老人福祉施設 | 左記分類Ⅰの施設を含む「複合施設」の設計業務 |
| 分類Ⅱ<br>・国、地方公共団体が発注した公共施設                      | 左記分類Ⅰの「単独施設」の設計業務      |
|  | 左記分類Ⅱを含む「複合施設」の設計業務    |
|  | 左記分類Ⅱの「単独施設」の設計業務      |

(4) 業務実施体制（様式第4号）

- ア 本委託業務を担当する総括責任者、主任技術者及び担当技術者の氏名、資格、所属、役職を記入してください。なお、総括責任者及び意匠担当主任技術者は一級建築士とし、同一の組織に所属する各1名としてください。
- イ 応募者以外の企業等と協力して提案することは可能です。応募者以外の企業等に属する者を担当技術者とする場合は、必ず、企業名等も記載してください。なお、主たる分担業務分野（意匠分野）は再委託できません。
- ウ 総括責任者とは、業務に当たって全体を総合的に把握し調整する責任者であり、建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による管理技術者と同義です。
- エ 主任技術者とは、総括責任者の下で各担当業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものです。

オ 主な分担業務分野は下表によります。

| 主な分担業務分野   | 業務内容  |
|------------|---|
| 建築<br>(意匠) | 平成31年国土交通省告示第98号 別添一 1 設計に関する標準業務<br>一 基本設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(1)総合<br>二 実施設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(1)総合   |
| 構造         | 平成31年国土交通省告示第98号 別添一 1 設計に関する標準業務<br>一 基本設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(2)構造<br>二 実施設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(2)構造   |
| 電気         | 平成31年国土交通省告示第98号 別添一 1 設計に関する標準業務<br>一 基本設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(3)設備(i)電気設備<br>二 実施設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(3)設備(i)電気設備   |
| 機械         | 平成31年国土交通省告示第98号 別添一 1 設計に関する標準業務<br>一 基本設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(3)設備(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等<br>二 実施設計に関する標準業務<br>イ(業務内容)、ロ(成果図書)(1)戸建木造住宅以外(3)設備(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等 |

(5) 本設計への専任性(様式第5号)

手持業務の状況は、令和2年10月1日現在(予定)のものをすべて記載してください。

- ・ 業務名
- ・ 発注者(発注者と事業主が異なる場合は、( )内に事業主を記載する。)
- ・ 受注形態(単独又は共同体のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員を( )内に記載する。)
- ・ 業務概要(対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。併せて関わっている分担業務分野及び立場(総括責任者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記載する。)
- ・ 履行期限(予定されている期限年月を記載する。)

(6) 技術提案書(様式第6号)

必要事項を記載してください。押印は不要です。

(7) 業務の実施方針・設計工程計画(様式第7号)

ア 業務の実施方針は、業務の進め方や検討の方向性など、実施に当たっての考え方を簡潔に記載してください。A4サイズで「BIZ UD 明朝 Medium」12ポイントで作成してください。

イ 業務の工程計画については、本件業務の内容及び実施方針等を基に、A4版別紙1枚(様式自由)「BIZ UD 明朝 Medium」12ポイントで作成してください。

ウ 内容のみによる公正な審査を期するため、応募者、担当者等が特定できるような内容は記載しないでください。

(8) 技術力に関する課題の提案（様式第 8 号の 1～第 8 号の 5）

ア 提案書は、様式第 8 号の 1 から第 8 号の 5 に掲げる課題について、それぞれ、簡潔かつ明瞭に提案をしてください。A4 サイズで「BIZ UD 明朝 Medium」12 ポイントで作成してください。

イ 表現力、実現性及び課題解決力等の観点から採点を行います。

ウ 必要に応じて、枠内に図表等で表現することは可能です。（カラー印刷も可）

エ 内容のみによる公正な審査を期するため、応募者、担当者等が特定できるような内容は記載しないでください。

(9) 参考見積書（自由様式）

必要な経費の概算額を算出し、応募者の書式で総括表及び内訳書を参考見積書として提出してください。特に社印等は必要ありません。

(10) 共同事業体構成書等（様式第 9 号～第 11 号）

共同事業体として参加する場合には、必要に応じ、様式第 9 号～第 11 号に必要事項を記載の上、提出してください。なお、様式第 10 号及び第 11 号については、押印が必要になります。